岩手県告示第209号

県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。)第23条第2項の規定により、岩手県立御所湖広域公園 (艇庫に限る。)の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施設を利用する場合にあっては、表1に掲げる額
- 2 附属の設備を使用する場合にあっては、表2に掲げる額
- 3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 4 利用料金の適用年月日 令和6年4月1日

表 1 施設の利用料金

使用の区分	単一位	利用料金	
使用の巨方	事 1½.	一般	学生及び生徒
エイトを保管する場合 1月までごとに1艇ごとに	円	円	
	1月までことに1糎ことに	7, 090	3, 520
シェルフォア又はクォドルプルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	5, 240	2, 620
ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	4, 450	2, 230
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	3, 610	1, 820
カヤックフォアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	2, 290	1, 160
カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,810	900
カナディアンシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1, 470	750
カヤックダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1, 300	640
カヤックシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	810	420

表 2 附属の設備の利用料金

区分		単 位	利用料金	
ナック ダブル シェル シンク カヤッ	シェルフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	円 810
			使用時間が4時間を超える場合	1, 240
	L	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	810
	ナックルフォア		使用時間が4時間を超える場合	1, 240
	ガディッカィ	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	640
	ダブルスカル		使用時間が4時間を超える場合	980
	2 2 2	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	640
	シェルベ)		使用時間が4時間を超える場合	980
		1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	330
	シングルスカル		使用時間が4時間を超える場合	490
	1-1- h-1	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	810
	カヤックフォア		使用時間が4時間を超える場合	1, 240
	カムニッマンゲデュ	カナディアンダブル 1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	640
			使用時間が4時間を超える場合	980

Ĭ			1	1
	カナディアンシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	330
			使用時間が4時間を超える場合	490
	カレッカゲデュ	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	640
	カヤックダブル		使用時間が4時間を超える場合	980
	カヤックシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	330
			使用時間が4時間を超える場合	490
		1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	330
	普及用舟艇		使用時間が4時間を超える場合	490
	المنافعة المالم	1日ナベジし フィ町 アッキ		12,330円に燃料の実
	審判艇	1日までごとに1艇につき		費相当額を加えた額
	コース設定作業艇			燃料の実費相当額
拡声機		1日までごとに		5, 240
競技用備品	電話機		1日までごとに1式ごとに	4, 270
	流速計		1日までごとに1台ごとに	1, 960
	テント		1日までごとに1張ごとに	700
	トランシーバー		1日までごとに1台ごとに	240
	電気メガホン		1日までごとに1台ごとに	160
	風向風速計		1日までごとに1台ごとに	160
	ストップウォッチ		1日までごとに1個ごとに	30
トレーニング	スライディングバッグ		1日までごとに1台ごとに	160
用具	ローイングエルゴメータ	7 —	1日までごとに1台ごとに	160

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為 1人1日までごとに	円	
		1, 260
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	120
興行	1日までごとに	8, 400
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに	4, 200